

災害時における応急対策業務の 支援に関する協定書

会 津 若 松 市

公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

災害時における応急対策業務の支援に関する協定

会津若松市（以下「甲」という。）と公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務（以下「業務」という。）の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に業務が実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、災害時に支援の要請が必要であると認めるときには、乙に対して業務を要請することができるものとする。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲の管理する公共施設等の被害状況調査に関すること。
- (2) 甲の管理する公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集又は復元に関すること。
- (3) 災害に係る住家の被災認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
- (4) 災害に係る登記及び境界関係無料相談所の開設に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策に関すること。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、前条の業務を早急に実施できるよう事前に必要な技術者等の確保、動員方法を定め、その実施体制及び連絡系統（以下「実施体制等」という。）を甲に報告するものとする。なお、実施体制等に変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務に要した経費や資材の費用は、災害発生直前ににおける適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲乙双方の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙協議して定めるものとする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年11月28日

甲 会津若松市東栄町3番46号

会津若松市

代表者 会津若松市長 室井照平



乙 福島市浜田町4番16号

公益社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

代表者 理事長 斎藤潔

